

議案第60号

松阪市立保育所及び小規模保育事業所条例の一部改正について

松阪市立保育所及び小規模保育事業所条例（平成17年松阪市条例第119号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月13日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例
松阪市立保育所及び小規模保育事業所条例（平成17年松阪市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中松阪市立花岡保育園の項及び松阪市立若草保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。